

## 東京都における地方独立行政法人制度の運用に関する考え方

29総行革行第754号  
平成30年3月26日  
改正 2総行革行第530号  
令和3年3月18日

都においては、次の考え方に基づき、地方独立行政法人制度を運用するものとする。

### 1 地方独立行政法人の自主性を尊重した制度設計

地方独立行政法人制度の運用に当たっては、法の趣旨を尊重し、事後統制への重点化を図るため、地方独立行政法人を所管する局等の監督、関与その他の都の事前の関与を必要最小限のものとし、地方独立行政法人制度に関する条例や規則等を制定する際には、その旨を反映させる。

また、設立団体として地方独立行政法人に対して財源を措置する場合には、中期計画に定めるところに従い、使途の内訳が特定されない運営費交付金の交付などにより行うものとする。

一方で、その前提として、都は、明確かつ具体的な中期目標の策定、厳格な事後評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討を行う。

中期目標の策定及び評価等については、「東京都が設立する地方独立行政法人の中期目標の策定に関する指針」及び「東京都が設立する地方独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、実施するものとする。

### 2 地方独立行政法人の安定的かつ適切な業務運営に向けた支援

都は、地方独立行政法人の設立団体として、地方独立行政法人の事務及び事業の全般に関して都民に対する説明責任を負っている。そのため、都民サービスの向上に資するよう、地方独立行政法人に対して必要な支援を行うものとする。

また、地方独立行政法人が安定的かつ適切な業務運営を行えるよう、法令等の遵守を促すとともに、日頃から業務に関する必要な情報の共有を図るものとする。

### 3 関係条例及び規則等の整備

地方独立行政法人法において整備を要する条例及び規則等は、地方独立行政法人評価委員会に関するものを除き、所管局において整備するものとする。

### 4 区市町村からの認可申請の取扱い

区市町村又は区市町村が設置する組合が地方独立行政法人を設置する際の都知事の認可については、総務局行政部が行うものとし、各局と連携を図り対応するものとする。